

富山県G7教育大臣会合チアアップ事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

主要国首脳会議（G7広島サミット）の関係閣僚会合であるG7富山・金沢教育大臣会合（以下、「会合」という。）が、国内では初めてとなる複数自治体共同開催で令和5年5月12日から15日に開催される。会合の成功に向けてG7教育大臣会合富山県委員会（以下、「富山県委員会」という。）は、「本体会合開催支援」、「機運醸成・おもてなし」、「富山のブランド発信」、「未来へつなげる取組み」の4つの柱に基づき、幅広い取組みを展開していくこととしている。

民間事業者、団体等が企画した事業を富山県委員会の委託業務として実施することにより、県民の参画機会の創出による会合開催の機運を醸成するとともに、会合参加者へのおもてなしや石川県との連携、県民の会合参加国への理解促進などを図っていくことを目的として本業務を実施する。

2 委託業務の内容

「富山県G7教育大臣会合チアアップ事業業務委託仕様書（案）」のとおり

3 委託期間、契約限度額及び採択予定件数

(1) 委託期間

契約締結日から令和5年5月31日まで

※委託期間内に業務完了報告まで完了する必要があります。

(2) 契約限度額

500千円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記限度額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(3) 採択予定件数

4～5件程度

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 富山県内に活動拠点（本支店、営業所等）を有する企業又は富山県内に所在する団体であること。
- (2) 組織として規約の定めがあること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかであること。
- (4) 一定の活動実績があり、会計経理が明確であること。
- (5) 提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (6) 本業務の遂行に係る連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。
- (7) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (8) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しない者。

① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者(参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。)が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き中もしくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ⑫ 民法(明治29年法律第89号)第20条第1項に規定する制限行為能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者)
- ⑬ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

5 参加手続き

(1) 参加申込

令和5年1月17日(火)17時(必着)までに参加申込書(様式1)をG7教育大臣会合富山県委員会事務局へ電子メールにより送付してください。(必ず電話で到達確認をお願いいたします。)

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、1月23日(月)17時までには辞退届(様式任意)を提出してください。

(2) 質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、1月17日(火)17時まで、「プロポーザル質問書」(様式2)を電子メールにより提出してください。(必ず電話で到達確認をお願いいたします。)

なお、質問への回答は、1月19日(木)を目途にすべての参加者に対して行います。

6 企画提案書の内容等

プロポーザルへの参加申込みをした者は、次のとおり書類をご提出ください。

(1) 提出書類

次の①から③までの書類を電子データにて提出すること。

① 企画提案書（様式3）

- ・別紙「業務委託仕様書」を参照のうえ、詳細な企画内容を提案すること。なお、委託金額の上限の範囲内で実施、完結する事業の提案に加え、本委託業務の目的、趣旨に沿って自主財源により関連する独自事業を企画する場合には、本委託業務と独自事業の範囲を明確に切り分けのうえ、提案書に記載すること。

② 経費見積書（任意様式）

※参考様式4を用いても可

- ・本委託業務の実施に伴うすべての経費を算出し、見積書を提出すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。なお、企画提案書において独自事業を記載する場合には、本委託業務と独自事業のそれぞれの経費を切り分けした見積書を提出すること。
- ・飲食費は委託事業の対象経費とならないことに留意すること。

③ 業務実施体制報告書（様式5）

- ・会社等の業務概要
- ・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
- ・過去の類似事例の実績（受注実績のほか自主事業実績を含めて記載してください。）

(2) 提出期限

令和5年1月27日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールにより提出してください。（必ず電話で到達確認をお願いいたします。）

7 審査方法

書面による一次審査、二次審査を実施のうえ委託候補者を決定します。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

8 その他

(1) 提出いただく案は、参加者1者につき1案とします。

(2) 次に掲げる者の提案は、無効とします。

- ① 所定の期日及び場所に提出しなかった者
- ② 審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた者
- ③ 今回のプロポーザルに関する条件又はあらかじめ指示した事項に違反した者

(3) プロポーザルへの参加及び企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(4) 委託業務の著作権は、県に属するものとします。

(5) プロポーザルの結果については、採用・不採用にかかわらず、後日書面で通知します。

(6) プロポーザルの結果、採用となった後は、富山県委員会と協議のうえ別途業務委託契約書を取り交わすものとします（富山県委員会と協議のうえ、プロポーザル時の提案内容から一部修

正となる場合もあります。)

(7) この要領の内容に不明点がある場合には、富山県委員会担当の指示に従うものとします。

9 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 参加申込・質問受付期限 | 令和5年1月17日(火) 17時 |
| (2) 質問の回答 | 令和5年1月19日(木) |
| (3) 書類提出期限 | 令和5年1月27日(金) 17時 |
| (4) 審査結果通知 | 令和5年2月上旬(予定) |

10 提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

G7 教育大臣会合富山県委員会事務局(富山県経営管理部行政経営室内)

TEL : 076-444-3586

メールアドレス : ml-g7@pref.toyama.lg.jp